

◎ その他の申請

1. 二級・木造建築士免許登録証明願

二級・木造建築士登録証明書は、建築士ご本人からの依頼により、ご依頼人が建築士法に基づき二級・木造建築士名簿に登録されていることを証明するものです。

※重要事項の説明等にはお使いいただけません。

◆証明される内容

*氏名(フリガナ) *生年月日 *登録番号 *登録年月日など

◆申請窓口 (公社)静岡県建築士会 本会事務局

静岡市葵区御幸町9-9 5階 TEL 054-254-9382

◆受付時間 平日 9:00~16:00 (12:00~13:00を除く)

◆必要書類 ①二級・木造建築士免許証明願(ダウンロード可)

②二級・木造建築士免許証の写し

③本人確認ができる公的証明書(運転免許証、旅券、健康保険証など)

◆手数料 400円

◆手続き ①②③と手数料を窓口にご持参ください。

郵送の場合は①②③の書類とともに、手数料400円分をゆうちょ銀行発行の郵便小為替とし、受取人欄に「(公社)静岡県建築士会」とご記入いただき、返信用封筒(82円切手貼付・宛名明記)とともに上記窓口までお送りください。

2. 二級・木造建築士閲覧申請

◆閲覧可能項目 *登録番号、登録年月日 *氏名、生年月日、性別

*二級・木造建築士試験合格年月、合格証書番号

*処分履歴 *法定講習履歴

◆申請窓口 (公社)静岡県建築士会 本会事務局

静岡市葵区御幸町9-9 5階 TEL 054-254-9382

◆受付時間 平日 9:00~16:00 (12:00~13:00を除く)

◆申請書類 窓口に用意しています。

◆手数料 閲覧のみは無料。

ただし、(写)を希望する場合は、1件につき400円かかります。

◆手続き 申請窓口で申請書類にご記入の上、閲覧を行ってください。

◆ご注意

- ・メールによる閲覧申請はお受けできません。
- ・電話によるお問合せの場合は、氏名と登録番号がわかり、資格者を特定した上で、資格の有無(二級・木造建築士かどうか)についてのみの回答に限らせていただきます。
- ・**二級・木造建築士の住所や連絡先が分かるものではありません。**
- ・閲覧の際は、閲覧対象建築士の氏名、生年月日、登録番号の情報が無い場合、対象者が特定できず、閲覧できない場合があります。
- ・複数名の閲覧をご希望の場合は、申請書に一覧リストを添付して提出していただくことも可能です。別途お問い合わせください。

3. 二級・木造建築士死亡（失そう宣告）届

二級・木造建築士が死亡または失そう宣告を受けた場合、戸籍法による死亡または失そうの届出義務者は、死亡または失そう宣告の日から30日以内に、（公社）静岡県建築士会に届け出てください。

- ◆届出窓口 (公社)静岡県建築士会 本会事務局
静岡県葵区御幸町9-9 5階 TEL 054-254-9382
※各ブロック事務局でも受付可。
- ◆受付時間 平日 9:00~16:00 (12:00~13:00を除く)
- ◆必要書類 ①二級・木造建築士死亡（失そう宣告）届
届出書については本会およびブロック事務局に問合せください。
②戸籍謄本（抄本）
※発行の日から3カ月以内のもの
※死亡の場合は除籍の記録が分かる戸籍謄本（抄本）**死亡診断書不可**
③二級・木造建築士免許証（免許証明書）の原本
※本人死亡により、原本が見つからない場合は、その旨届出書の欄外にご記入のうえ、①および②をご提出ください。
- ◆手続き 申請窓口へ申請書類を直接ご持参ください。
- ◆ご注意
 - ・郵送やメール等での申請は受け付けておりません。
 - ・書類不備、添付書類不足等の場合は受付できない場合があります。
 - ・**死亡診断書は使用できません。戸籍謄本（抄本）をご用意ください。**
 - ・申請の際、申請者本人の確認ができる公的証明書（運転免許証、旅券、健康保険証など）をご提示いただきますので、ご注意ください。